報告事項No. 2

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長 の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に 基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり 報告します。

1 臨時代理した事項

- (1) 制定した規則 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則
- (2) 内容 生涯学習部生涯学習推進課の企画係及び振興係を廃止するもの
- (3) 施行期日 令和3年4月1日

2 臨時代理を行った日

令和3年3月30日

3 臨時代理を行った理由

令和3年4月1日から生涯学習部生涯学習推進課の企画係及び振興係を廃止することに伴い、同日までに規則の規定を整備する必要があるため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 (教育長の臨時代理)

- 第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和46年川崎市教育委員会規則第 19号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中

Γ

生涯学習部	生涯学習推進課	企画係	振興係
	文化財課		

を

Γ

生涯学習部	生涯学習推進課	
	文化財課	

に改める。

附則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

制定理由

組織整備に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後				改正前				
○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則				○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則				
昭和46年10月14日教委規則第19号			号	昭和46年10月14日教委規則第19号				
(第1条~第2	2条 略)			(第1条~第	写2条 略)			
(内部組織)				(内部組織)				
第3条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。			第3	第3条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。				
総務部庶	た務課	庶務係 経理係		総務部	庶務課	庶務係 経理係		
学	半事課				学事課			
教育政策室	教育政策室			教育政策室				
教育環境整備推進室			教育環境整備推進室					
職員部	故職員企画課			職員部	教職員企画課			
教	故職員人事課				教職員人事課			
給	6 与厚生課				給与厚生課			
学校教育部指	i 導課	指導事務係 支援教育係		学校教育部	指導課	指導事務係 支援教育係		
健	建康教育課	学校保健・体育係			健康教育課	学校保健・体育係		
健康給食推進室				健康給食推進室				
生涯学習部生	:涯学習推進			生涯学習部	生涯学習推進	企画係 振興係		
課					課			
文	て化財課				文化財課			
(以下 略)				(以下 略)				